

公 示

北朝鮮を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品を輸入しようとする場合の2号承認申請の前の確認申請について**2 貿局第194号 (2. 6. 22)**

改正①輸入注意事項 9 第13号 (9. 10. 2) ②輸入注意事項14第24号 (14. 5. 17)

平成2年6月25日以降、北朝鮮を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品を輸入しようとする場合は、平成2年6月22日付け貿局第193号、輸入注意事項 2 第18号 (北朝鮮を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品の2号承認制移行について) により2号承認申請の前に農林水産省水産庁資源管理部遠洋課で確認を受けることになっていますが、その手続きを下記により行います。①②

記

1 受付期日

平成2年6月25日以降、毎週月曜日から金曜日までの午前10時から午後4時まで

2 提出先 ①②

農林水産省水産庁資源管理部遠洋課

3 提出書類

- (1) 別紙様式による確認申請書 2通
- (2) 当該貨物の原産地又は船積地域を証する書類
・当該貨物の原産地の機関が発行する原産地証明書等原本及び写し 1通
- (3) インプAYS 原本及び写し 1通
- (4) はえなわ又は流し網によるときは、当該漁船の全景写真(船名が判読可能なこと)を、その他の漁獲方法によるときは、当該漁法及び漁場についての輸出者の確認書を添付すること。

(注) 1 原本は照合の上返却します。

- 2 (2)の原産地証明書が提出できない場合には、これに準ずる書類又はその他の原産地を証する書類を提出すること。
- 3 (3)については、未到着の場合には提出する必要はありません。
- 4 上記の提出書類のほかにも必要に応じて書類の提出を求めることがあります。

(公示) 北朝鮮を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品を輸入しようとする場合の2号承認申請の前の確認申請について

〔別紙様式〕②

北朝鮮を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品を輸入しようとする場合の2号承認申請前の確認申請書

水産庁長官 殿

申請年月日 平成 年 月 日

申請者名

住 所

電 話 番 号

上記の貨物を下記により輸入したいので確認されたくお願いいたします。
記

輸 入 状 況	種 類 輸 入 数 量 (総 数) 種 類 別 輸 入 数 量 輸 入 契 約 の 相 手 国 輸 入 契 約 の 相 手 方 輸 入 契 約 条 件 輸 入 積 積 予 定 入 船 予 定 入 着 予 定	金 額 U S \$ 円	kg
漁 獲 時 期 漁 獲 水 域 漁 獲 方 法	(1)名称 (1)F O B (1)年 月 日 (1)年 月 日	(2)C I F (3)C & F (2)入 着 港	(2)住所 (2)船 積 港 (4)その他
生産状況			

(注) 裏面記入要領参照のこと

..... キ リ ト リ

輸入確認書 (さけ及びます並びにこれらの調製品)

下記のとおり確認する。

北太平洋における潮河性魚類の系群の保存に関する条約及びその他の国際協定に基づきさけ及びます資源の保存のための措置を損なわない操作により採捕されたさけ及びます並びにこれらの調製品であると認める。

追

輸入数量

kg

(漁種別に記載される)

⑥

有効期間

平成 年 月 日

水産庁長官

〔裏面〕②

記 入 要 領

- (1) 「申請者名」欄には、会社名又は個人名を記載するものとし、記名押印又は署名の当事者は、個人の場合は本人、法人の場合は代表者（代表権を委任されたものを含む。）に限ることとする。
- (2) 「種類」の欄には、漁種及び形態を「へにぎけ、ラウンド、冷凍」等、具体的に記載すること。
- (3) 「輸入数量」欄には、重量で表示を行うこと。
- (4) 種類別輸入数量には、漁種別に重量で表示を行うこと。
- (5) 「輸入金額」欄には、円及び米ドルで表示を行う。また、決定通貨が米ドルの以外の通貨建ての場合には、かつこ書で併記すること。また、金額に端数が生じた場合は、切り上げて記載すること。なお、米ドルと米ドル以外の換算率は、昭和34年1月31日付け輸入注意事項34第3号（決済通貨等の取扱いについて）により、貿易経済協力局長が定める換算率を適用するものとする。なお、当該換算率は原則として毎月25日に「経済産業公報」及び「通商弘報」に公表しているので、この換算率を翌月記載の確認申請書に適用するものとする。
- (6) 「輸入契約の相手国」及び「輸入契約の相手方」欄は各々の地域の表示方法によること。
- (7) 「輸入契約条件」欄には、当該契約の該当する建値に○印を付すこと。「その他」の契約条件を詳細に記載すること。
- (8) 「船積予定年月日」及び「入着予定年月日」欄には、それぞれの予定年月日を記載すること。なお、予定年月日について幅がある場合は、それぞれ期間を記載すること。
- (9) 「船積港」欄には、船積港名を記載すること。なお、船積港が複数の場合には、船積港別に確認書を提出する必要がある。
- (10) 「入着港」欄には、予定の最終陸揚港を記載すること。
- (11) 「漁獲水域」欄には、輸入予定の魚種別、形態別に漁獲の行われた水域を記載すること。
- (12) 「漁獲方法」欄には、輸入予定の魚種別、形態別に漁法（例えば、定置網、はえなわ等）を記載すること。
- (13) 用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。
- (14) 欄に記載し切れないときは、別紙として添付すること。